

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
野洲市医療救護要項

1 趣旨

この要項は、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市医事衛生基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」（以下「両大会」という。）における医療救護対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護対策を実施する。

3 救護所の設置

（1）設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

（2）人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師等を置く。

（3）その他

救護所には、必要に応じて医薬品、医療器具、AED等を配備する。ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

4 医療救護体制

医療救護体制については、次のとおり適切な対応を行う。

（1）救護所における医療救護

救護所では、患者に対する応急処置及び軽易な治療を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

（2）練習会場における医療救護

練習会場には必要に応じて係員等を配置する。

（3）宿舎における医療救護

両大会参加者等が、宿舎において発病・負傷した場合には、宿舎の管理者が医療機関の紹介、又は救急車両の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに野洲市実施本部に連絡する。また、市実行委員会は、本役割について宿舎の管理者への周知に努める。

5 医療費の負担

救護所での診療費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における医療救護対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) 第24回全国障害者スポーツ大会に係る業務については、県と協議の上実施する。